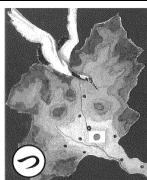




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年2月10日(火) 第10370号

■ 目 次

ページ

告 示

○群馬県指定農薬の指定の告示の一部改正 (農政課)	2
○群馬県農業関係試験研究機関研究生設置規程の一部改正 (野菜花き課)	3

公 告

○所在不分明通知 (環境保全課)	4
○都市計画事業の変更認可 (道路整備課)	4

監査委員公告

○監査結果の公表	4
○同	10
○同	12
○監査結果に基づく措置状況	16

入 札 公 告

○一般競争入札の実施 (病院局経営戦略課)	22
-----------------------	----

落 札

○落札者等の決定 (総務課)	24
----------------	----

■ 告示

◎群馬県告示第31号

群馬県指定農薬の指定の告示（平成17年群馬県告示第323号）の一部を次のように改正し、令和8年2月10日から施行する。

令和8年2月10日

群馬県知事 山本一太

2に次のように加える。

(17) メソイオン系製剤のうちジクロロメゾチアズを含む製剤

◎群馬県告示第三十二号
群馬県農業関係試験研究機関研究生設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和八年二月十日

群馬県知事 山本一太

群馬県農業関係試験研究機関研究生設置規程の一部を改正する告示

群馬県農業関係試験研究機関研究生設置規程(昭和五十八年群馬県告示第八百六十九号)の一部を次のように改正する。
第一条の表中「経営流通、機械施設、」を削り、「受精卵移植」を「繁殖技術」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林に指定する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を中之条町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和8年2月10日

群馬県知事 山本 一太

1 保安林予定森林の所在場所及び登記済みの権利者

保安林予定森林の所在場所	登記済みの権利者	備考
吾妻郡中之条町大字赤岩字広池1048の4	山本 繁康	

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定予定告示 令和8年1月16日群馬県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63号第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和8年2月2日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（令和8年関東地方整備局告示第12号）があつたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月10日

群馬県知事 山本 一太

1 都市計画事業の種類及び名称 吉井都市計画道路事業 3・5・17号 片山田島堰口線

2 施行者の名称 群馬県

3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号

4 事業地の所在 収用の部分 変更なし

5 事業実行期間 令和4年2月17日から令和9年10月31日まで

■ 監査委員公告

◎監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果

を次のとおり公表する。

令和8年2月10日

群馬県監査委員 石原栄一
同 平田 稔
同 井田 泉
同 森 昌彦

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和6年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和7年5月31日まで）
令和7年度会計（令和7年4月1日から監査基準日まで）
 - (2) 監査対象機関 地域機関等53機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 2件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 5件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (令和7年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田行政県税事務所 (令和7年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田行政県税事務所 (令和7年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生行政県税事務所 (令和7年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林行政県税事務所 (令和7年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防学校 (令和7年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

- (2) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林美術館 (令和7年11月7日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第226条第1項において、物品管理者は必要がなくなった物品について廃棄をしようとするときは、不用の決定をしなければならないとされている。また、同規則第213条第1項において、物品を受領したときは、備品については備品管理台帳に記録しておかなければならないとされており、同規則第214条において、その管理する備品1点ごとに備品整理票その他適当な方法により品目、番号及び所属名を表示しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成29年度に取得したAED（自動体外式除細動器）について、不用の決定をせずに廃棄していた。また、令和7年3月に購入したAEDについて、事務調査日（同年10月9日）において備品管理台帳に記録しておらず、備品管理票を貼付していなかった。</p>
土屋文明記念文学館 (令和7年11月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
世界遺産センター (令和7年11月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中央児童相談所 (令和7年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
北部児童相談所 (令和7年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部児童相談所 (令和7年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部児童相談所 (令和7年11月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻保健福祉事務所 (令和7年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田保健福祉事務所 (令和7年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田保健福祉事務所 (令和7年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林保健福祉事務所 (令和7年12月16日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第93条第1項第4号において、災害等緊急経費は、四半期分の額の範囲内で前渡することができるとされ、同規則第95条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、資金前渡された災害等緊急経費について、事務調査日（令</p>

	和7年10月23日)現在において、第1四半期の精算を行っていなかった。
桐生保健福祉事務所 (令和7年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食肉衛生検査所 (令和7年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
動物愛護センター (令和7年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
心身障害者福祉センター (令和7年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農林大学校 (令和7年11月17日)	(注意事項) 群馬県財務規則第211条において、物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならないとされている。また、同規則第213条第1項において、備品については、備品管理台帳に取得日、品名及び保管場所等の事項を記録しておかなければならないとされている。 当該機関では、事務調査日(令和7年10月16日)時点において、備品管理台帳に記録されている備品11, 233件のうち、14件について備品台帳の保管場所で現物を確認することができなかった。
浅間家畜育成牧場 (令和7年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
鳥獣被害対策支援センター (令和7年11月17日)	(注意事項) 群馬県財務規則第93条第1項第2号において、社会参加費は、四半期分の額の範囲内で前渡すことができるとされ、同規則第95条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、資金前渡された社会参加費について、事務調査日(令和7年10月16日)現在において、第1四半期の精算を行っていなかった。

(6) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻教育事務所 (令和7年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根教育事務所 (令和7年12月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文書館 (令和7年11月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま天文台 (令和7年12月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

北毛青少年自然の家 (令和7年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
勢多農林高等学校 (令和7年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋商業高等学校 (令和7年12月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等学校 (令和7年12月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北高等学校 (令和7年12月11日)	<p>(注意事項)</p> <p>地方自治法施行令第154条において、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないこととされている。</p> <p>また、群馬県財務規則（以下「規則」という。）第35条において、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行い、規則第44条第1項において、収入調定者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入通知書、領収済通知票、収入票及び領収証書を作成して納人に送付し、規則40条第2項において、減少額について調定するときは、関係書類に基づいて、調定減額兼戻出回議書を作成することとされている。</p> <p>当該機関は、令和6年4月1日付で分掌している教育財産である土地に電柱等5本を使用許可したが、申請者の住所を誤って許可を行った。このため、令和7年度分の土地使用料を誤った住所で調定し、納入通知書を送付したため、納人に到達しなかった。さらに、10月まで土地使用料が未納である事実を把握していなかった。</p> <p>また、当該調定を取消して再度の調定による納入通知書の作成を行わず、納期限を変更した納付書を作成し、納人に送付していた。</p>
榛名高等学校 (令和7年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎女子高等学校 (令和7年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (令和7年12月15日)	<p>(指摘事項)</p> <p>電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、或いは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、或いは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める算式に基づき算定することとされている。</p> <p>要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。</p> <p>なお、「教育財産等の使用許可等に伴う事務の取扱いについて（通知）（平成29年3月22日教育委員会教育長）」により教育財産等についての使用許可手続等については要領により取り扱うこととされている。</p>

	<p>当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定を準用して計算した額を電気料として徴収している。事務調査日（令和7年11月13日）現在において2台の子メーターの有効期間（令和6年1月、令和6年2月）が超過していたが、子メーターの使用を中止していなかった。</p> <p>また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、279,864円過少に徴収していた。</p>
伊勢崎興陽高等学校 (令和7年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎工業高等学校 (令和7年12月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎商業高等学校 (令和7年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等学校 (令和7年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田東高等学校 (令和7年12月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田女子高等学校 (令和7年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根実業高等学校 (令和7年11月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川青翠高等学校 (令和7年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡中央高等学校 (令和7年12月16日)	<p>(指摘事項)</p> <p>電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、或いは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、或いは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める算式に基づき算定することとされている。</p> <p>要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。</p> <p>なお、「教育財産等の使用許可等に伴う事務の取扱いについて（通知）（平成29年3月22日教育委員会教育長）」により教育財産等についての使用許可手続等については要領により取り扱うこととされている。</p> <p>当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定を準用して計算した額を電気料として徴収している。事務調査日（令和7年11月20日）現在において3台の子メーターの有効期間（令和5年12月、令和6年1月、令和6年2月）が超過していたが、子メーターの使用を中止していなかった。</p> <p>また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に</p>

	基づき電気料を算定し、241,035円過少に徴収していた。
万場高等学校 (令和7年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻中央高等学校 (令和7年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央中等教育学校 (令和7年12月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね特別支援学校 (令和7年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎特別支援学校 (令和7年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田特別支援学校 (令和7年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林特別支援学校 (令和7年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川特別支援学校 (令和7年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年2月10日

群馬県監査委員 石原栄一
同 平田 稔
同 井田 泉
同 森 昌彦

1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく隨時監査

3 監査の対象

(1) 監査対象年度 令和7年度会計

(2) 監査対象機関 県庁等3機関及び地域機関等6機関

4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。

6 監査結果の概要

(1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 2件

- (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
 (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

7 機関別監査結果

(1) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生森林事務所 (令和7年9月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
野菜花き課 (令和7年9月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農村整備課 (令和8年1月23日)	<p>(指摘事項)</p> <p>農山漁村地域整備交付金交付要綱第14において、都道府県知事又は市町村長は、農山漁村地域整備交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を農林水産省大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和5年度農山漁村地域整備交付金について、令和6年度への繰越予定分26,600,000円を含んだ額を当該年度の概算払請求額として国に過大に請求した。</p> <p>そのため、令和6年度への繰越が認められず、国庫金26,600,000円の歳入不足が生じた。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>群馬県処務規程第3条において、すべて事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければ、これを処理してはならないとされている。</p> <p>当該機関は、農山漁村地域整備交付金に係る年度終了実績報告書（令和5年度分）について、決裁責任者の決裁を受けずに関東農政局に提出していた。</p>
利根沼田農業事務所 (令和7年9月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農業技術センター (令和7年9月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
高崎土木事務所 (令和7年10月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林土木事務所 (令和7年9月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 企業局

監査対象機関	監査の結果

(監査年月日)	
発電課 (令和7年10月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま昆虫の森 (令和7年10月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年2月10日

群馬県監査委員 石原栄一
同 平田 稔
同 井田 泉
同 森 昌彦

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和6年度会計
 - (2) 監査対象団体 14団体
- 4 監査の主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 団体別監査結果

監査対象団体	群馬県公立大学法人
監査年月日	令和7年11月12日
監査対象とした財政的援助等の内容	知事戦略部 (1) 県出資金 3,211,992,000円 (県出資比率 100.0%) (2) 補助金 195,903,700円 (うち92,012,000円は令和7年度への繰越分)

	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県公立大学法人施設整備等補助金 <p>(3) 交付金 1,756,225,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県公立大学法人運営費交付金 ・群馬県公立大学法人授業料等減免交付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県私学振興会
監査年月日	令和7年11月7日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>生活こども部</p> <p>(1) 県出捐金 100,000,000円 (県出資比率 41.6%)</p> <p>(2) 補助金 219,030,088円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金 ・群馬県私学団体研修事業費等補助金 <p>(3) 貸付金</p> <p>新規貸付 40,000,000円</p> <p>残高 0円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県私学経営安定資金貸付
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人高崎健康福祉大学
監査年月日	令和7年10月9日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>生活こども部</p> <p>(1) 補助金 519,564,600円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県私立学校教育振興費補助金(高等学校分) ・群馬県私立高等学校授業料支援事業補助金 ・群馬県私立高等学校等入學金減免事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び群馬県ビルメンテナンス協同組合の共同体
監査年月日	令和7年12月9日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>健康福祉部</p> <p>(1) 公の施設の管理(指定管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県社会福祉総合センター 指定管理料 119,284,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団
監査年月日	令和7年11月4日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>健康福祉部、産業経済部</p> <p>(1) 県出捐金 100,000,000円 (県出資比率 66.7%)</p> <p>(2) 補助金 83,975,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団県費補助金 ・群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金

監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
-------	------------------------------

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会の共同体
監査年月日	令和7年12月4日
監査対象とした財政的援助等の内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立点字図書館 指定管理料 40,230,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人尾瀬保護財団
監査年月日	令和7年10月9日
監査対象とした財政的援助等の内容	環境森林部 (1) 県出捐金 545,328,656円(県出資比率 36.3%)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	J A 邑楽館林千代田町緑化組合
監査年月日	令和7年10月23日、令和7年11月12日
監査対象とした財政的援助等の内容	環境森林部、県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立森林公園おうらの森 指定管理料 14,630,000円 ・群馬県立多々良沼公園 指定管理料 32,000,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県農業公社
監査年月日	令和7年11月11日
監査対象とした財政的援助等の内容	農政部 (1) 県出捐金 314,000,000円(県出資比率 49.8%) (2) 補助金 106,965,950円 ・群馬県農地集積・集約化対策事業費補助金 (3) 損失補償 実行額 0円 残高 25,524,937円 ・担い手支援資金の融通に関する損失補償
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県馬事公苑
監査年月日	令和7年10月22日

監査対象とした財政的援助等の内容	農政部 (1) 県出捐金 200,000,000円 (県出資比率 100.0%) (2) 公の施設の管理 (指定管理) ・群馬県馬事公苑 指定管理料 19,436,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県蚕糸振興協会
監査年月日	令和7年10月22日
監査対象とした財政的援助等の内容	農政部 (1) 県出捐金 662,500,000円 (県出資比率 53.9%) (2) 公の施設の管理 (指定管理) ・群馬県立日本絹の里 指定管理料 97,988,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県産業支援機構
監査年月日	令和7年11月5日
監査対象とした財政的援助等の内容	産業経済部 (1) 県出捐金 613,050,000円 (県出資比率 80.3%) (2) 補助金 180,301,173円 ・公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金 ・地方創生起業支援事業費補助金 ・群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県観光物産国際協会
監査年月日	令和7年11月11日
監査対象とした財政的援助等の内容	健康福祉部、産業経済部、企業局 (1) 県出資金及び出捐金 864,000,000円 (県出資比率 88.7%) (2) 補助金 86,932,432円 ・群馬県観光物産国際協会運営費補助金 ・群馬県外国人患者受入医療機関支援事業補助金 (3) 負担金 14,240,000円 ・群馬県観光物産国際協会事業負担金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県防犯協会
監査年月日	令和7年10月29日
監査対象とした財政的援助等の内容	警察本部 (1) 県出捐金 84,160,000円 (県出資比率 94.0%)

	(2) 補助金 2,674,000円 ・群馬県防犯協会活動補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年2月10日

群馬県監査委員 石原栄一
同 平田 稔
同 井田 泉
同 森 昌彦

監査対象機関	利根沼田農業事務所
監査結果の公表年月日	令和7年8月19日（群馬県報第10324号）監査公表第11号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当、勤勉手当の額については、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第5条第3項、第6条及び第6条の2において定められている。</p> <p>当該機関は、令和6年4月1日に報酬額の改正があったが、会計年度任用職員1名について会計年度任用職員事務システムの登録を誤り、その後も額の確認を行わなかったため、令和6年4月分から令和7年2月分の報酬並びに令和6年6月及び12月に支給した期末手当及び勤勉手当について97,794円過少に支給していた。</p>
講じた措置	<p>当該会計年度任用職員に対し、過少分97,794円を令和7年4月15日に支給した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。</p>

監査対象機関	前橋土木事務所
監査結果の公表年月日	令和7年8月19日（群馬県報第10324号）監査公表第11号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県処務規程第3条において、「すべて事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければ、これを処理してはならない」とされており、群馬県公印規程第11条において、「公印は、押印すべき文書に決裁済みの回議書等を添えて、公印取扱主任の照合を受けてから、明瞭かつ正確に押さなければならない」とされている。また、群馬県財務規則第3条において、契約（設計金額1億円以上の工事費の支出に係るものを除く。）に関することは、知事から土木事務所長に権限が委任するものとされている。</p> <p>当該機関は、自動車燃料ガソリンに係る単価契約について、決裁責任者（前橋土木事務所長）への文書の回議を行わないまま、公印を押印し契約締結していた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、群馬県処務規程等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適</p>

正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	渋川土木事務所
監査結果の公表年月日	令和7年8月19日(群馬県報第10324号)監査公表第11号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>地方自治法施行令第161条第1項及び群馬県公共料金等自動口座振替事務取扱要綱第3条第1項において、電気料について、資金前渡口座を開設し、自動口座振替により支払うことができることとされている。当該機関は、道路照明電気料に係る振替通知を令和6年4月上旬に受領したが、振替期日までに支払手続を行わなかつたため振替不能となり、9,710円の延滞金を生じさせた。</p> <p>さらに同年7月、除雪車庫電気料に係る振替通知を受領したが、振替期日までに支払手続を行わなかつたため、別途資金前渡していた道路照明に係る電気料が振替不能となり、86円の延滞金を生じさせた。</p> <p>また、群馬県公共料金等自動口座振替事務取扱要綱第9条第1項により、自動口座振替に係る前渡金の精算に当たつては、当該料金の支払から10日以内に記帳済通帳を支出命令者に提示することをもつて、前渡金精算書の提出に代えるものとされているが、10日を超えて通帳記帳を行つてはいた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのつとつた事務処理を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	高崎土木事務所
監査結果の公表年月日	令和7年8月19日(群馬県報第10324号)監査公表第11号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第62条第2項において、収入調定者は、過誤納金を発見したときは、関係書類に基づき、戻出回議書等を作成して還付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和6年8月22日に誤って二重に納付された令和6年度分の道路占用料について、事務調査日時点(令和7年4月25日)において過納付を認識しておらず、過納金の還付を行つていなかつた。</p>
講じた措置	<p>納付者に対し、過納金3,960円を令和7年5月22日に還付した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、関係条例及び規則にのつとつた適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	中之条土木事務所
監査結果の公表年月日	令和7年8月19日(群馬県報第10324号)監査公表第11号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>地方公共団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。</p> <p>当該機関は、予定価格1,245,222円(税込)の電気工作物保安管理業務委託契約について、令和6年4月1日付で随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。</p>
講じた措置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのつとつた事務処理を徹底

するよう職員に周知した。
今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	上信自動車道建設事務所
監査結果の公表年月日	令和7年8月19日(群馬県報第10324号)監査公表第11号
監査の結果	<p>(注意事項) 群馬県業務委託契約約款第34条第4項の規定により、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、発注者の指定する期日までに、その超過額を返還しなければならないとされている。また、同条第5項の規定により、その超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定めるとされている。 当該機関では、業務委託料の減額に伴う前払金の超過額1,309,200円の返還、又は両者の間で協議を行っていなかった。</p>
講じた措置	<p>前払金の超過額1,309,200円は、令和6年7月25日に業務委託料を支払う際に差し引いて精算した。 今後は、超過額の返還又は書面による協議を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	住宅政策課
監査結果の公表年月日	令和7年8月19日(群馬県報第10324号)監査公表第12号
監査の結果	<p>(指摘事項) 公営住宅制度における「収入」の定義は、公営住宅法施行令第1条第3号において定められており、入居者及び同居者の過去1年間における所得金額の合計から各種的控除を行い、月額に直したものとされている。 また、「公営住宅法施行令第1条第3号の「収入」の控除方法について」(令和6年6月28日国土交通省住宅局住宅総合整備課 事務連絡)において、令第1条第3号ハは70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族を、同号ニは16歳以上23歳未満の扶養親族を控除対象者としており、ハとニについては、人的控除の算定に当たり、入居者と同居者を同列に扱うことが適当であるとされている。 当該機関は、昭和52年度から令和6年7月までの間、県営住宅の家賃算定において、入居者の収入から必要な控除を行わなかったため、当該機関に記録が残っていた平成25年度以降について、256世帯から計20,099,603円を過大徴収していた。 また、過大徴収に伴い14世帯分133,800円の還付加算金を支出することになった。</p>
講じた措置	<p>令和6年7月に家賃算定の誤りを発見後、過去の記録を調査し、過大徴収額の返還及び還付加算金の支出手続を進めている。 今後は、国土交通省から通知のあった事務連絡「公営住宅法施行令第1条第3号の「収入」の控除方法について」の取扱いを徹底するとともに、控除適用に関する解釈の違いが生じないよう、公営住宅法の規定及びそれに基づく制度と県の取扱いが合致しているか、国の事務連絡等を踏まえ隨時確認することとした。 また、控除の適用を含む収入認定に当たって留意すべき点を改めて明確にした上で、個々の世帯の収入認定において必要な控除が適切に適用されているか、複数の職員による確認作業を徹底することとした。</p>

監査対象機関	大間々高等学校
--------	---------

監査結果の公表年月日	令和7年8月19日 (群馬県報第10324号) 監査公表第12号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第226条第1項において、物品管理者は必要がなくなった物品について廃棄をしようとするときは、不用の決定をしなければならないとされており、「会計事務の手引」(群馬県会計局作成)第7物品-14物品の不用決定及び売払い(1)において、不用決定は、ア物品の修繕に要する費用が、その物品と同程度のものを取得するためには費用より高くなると認められるとき、イ物品の使用年数の経過、機能の低下又は老朽化等により業務上の使用に支障をきたしたため、同種の物品を新たに取得する必要があると認められるときなどの基準によって行うこととされている。また、同規則第231条において、物品管理者は、原則として毎年8月中に、物品について記録してある数量と現物との照合を行い、その一致を確認した上、必要がなくなった物品について、管理換又は不用の決定をしなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和3年度取得備品である一眼レフカメラについて、令和5年4月に不用決定の基準に該当するかを検討せず電源が入らないことを理由として廃棄し、さらに、不用の決定をしていなかった。また、同カメラについて、令和5年8月及び令和6年8月に記録してある数量と現物との照合を行い、一致しなかつたが、必要な処理を行っていなかった。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>今後は、備品の現品確認において、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	秘書課
監査結果の公表年月日	令和7年9月16日 (群馬県報第10332号) 監査公表第14号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第226条第1項において、物品管理者は必要がなくなった物品について廃棄をしようとするときは、不用の決定をしなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、事務調査日(令和7年6月18日)において、備品管理台帳に記載されている備品16点について、不用の決定をせずに廃棄していた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	文化振興課
監査結果の公表年月日	令和7年9月16日 (群馬県報第10332号) 監査公表第14号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第213条第1項において、物品管理者は、備品を受領したときは備品管理台帳に記録しなければならないとされており、第214条において、その管理する備品1点ごとに備品整理票その他適当な方法により品目、番号及び所属名を表示しなければならないとされている。また、同規則第216条第2項において、物品管理者は管理換をするときは、物品管理換通知書に当該物品を添えて、管理換を受ける物品管理者に送付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和7年2月16日に納品されたテーブルやロッカー等83台及び同年3月14日に納品されたロッカー8台について、備品管理台帳への記録及び備品整理票等による物品の表示を行っていなかった。また、物品管理換通知書を作成せずに、25台の備品を文化財保護課に、24台の備品を野菜花き課、1台の備品を建築課に移し換えていた。</p>

講じた措置	<p>備品管理台帳への記録及び備品整理票による物品の表示を行っていなかった備品は、全て備品管理台帳へ記録するとともに備品整理票による物品の表示を令和7年7月に行った。</p> <p>また、文化財保護課、野菜花き課、建築課へ移し換えた備品についても、令和7年8月に物品管理換通知書を作成した。</p> <p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう周知を図った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>
-------	---

監査対象機関	私学・青少年課
監査結果の公表年月日	令和7年9月16日(群馬県報第10332号)監査公表第14号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>新しい有害環境対策事業補助金交付要綱第3条の規定により、補助対象事業については、(1)講習会への講師派遣等の普及啓発活動、(2)調査・研究活動、(3)インストラクターの知識・技能向上のための研修会等、(4)その他、子どもたちを有害環境から守るために必要と認められる活動とされている。</p> <p>当該機関は、交付申請のあった当該補助金について、補助金の交付対象とならない経費を含めて額の確定を行ったため、175,485円が過大交付となっていた。</p>
講じた措置	<p>令和7年9月16日付けで当該補助金に係る交付決定の一部取消し及び額の再確定を行い、過大交付額の返還を指示した。</p> <p>また、交付要綱に定める補助対象経費の範囲について、同日付で申請者宛て改めて通知し、事業計画の見直し及び経費の適正支出を徹底するよう指導するとともに、課内に再周知の上、複数の職員による確認を徹底し、内部チェック体制の強化を図った。</p>

監査対象機関	食品・生活衛生課
監査結果の公表年月日	令和7年9月16日(群馬県報第10332号)監査公表第14号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>普通財産貸付事務取扱要領によれば、貸付料は、普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準(以下「基準」という。)により算定するものとされており、基準では、電柱類等の面積により貸付料を算定することが適当でないものに係る貸付料の年額の基準は、群馬県行政財産使用料条例(以下「使用料条例」という。)第5条に規定する額とされている。使用料条例第5条において、土地等の使用料の額については、電気事業、電気通信事業等の用に供するもので、電気通信事業法施行令別表第一に掲げるものは同表に掲げる額とされている。また、令和元年9月25日付け管財課長通知「行政財産の使用許可に係る山林の電柱類使用料の取扱いについて」により山林における電柱類の使用料は電気通信事業法施行令別表第一の金額を用いるが、本柱以外は群馬県道路占用料徴収条例別表に掲げるものを用いることとしており、支線及び支柱は同条例の解釈上、減免の対象とされている。</p> <p>当該機関は所有する普通財産である土地に電柱類を設置する者と、令和4年4月1日から令和9年3月31日までを貸付期間とする県有財産貸借契約を、令和4年3月8日付け及び同月15日付けで締結した。貸付料の算定にあたり、当該土地の地目は畠及び山林であるが、宅地として算定したため、令和4年度から令和6年度までに徴収した貸付料が11,100円の過大及び1,380円の過少となっていた。</p>
講じた措置	<p>令和7年11月28日付けで、正しい貸付料とする変更契約を所有する普通財産である土地に電柱類を設置する者と締結し、過大及び過少となっていた貸付料について還付及び調定を行った。</p> <p>また、再発防止を図るため、群馬県行政財産使用料条例等の関係例規にのっとつ</p>

た事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。
今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	農村整備課
監査結果の公表年月日	令和7年9月16日(群馬県報第10332号)監査公表第14号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>当該機関は、タブレット端末レンタル及びWeb会議システムの利用に係る契約及び支払事務について、次のとおり適正を欠くものがあった。</p> <p>(1) 地方自治法第232条の3において、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされており、群馬県財務規則第64条第1項において、支出負担行為担当者は、支出負担行為をするときは、別に訓令で定める回議用紙又は物品購入等回議書により、支出負担行為の決議をするものとするとされている。</p> <p>当該機関は、令和5年度及び令和6年度のタブレット端末レンタル及びWeb会議システムの利用に係る契約締結について、必要な手続を行っていなかった。</p> <p>(2) 地方自治法第232条の5において、普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができないとされ、職員による立替払は認められていない。</p> <p>当該機関では、上記契約に係る令和5年4月分から令和6年1月までの使用料及び利用料71,320円を職員が立替払をしていた。</p> <p>(3) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条において準用する同法第4条の規定により、対価の支払の時期については、契約書に明らかにしなければならないとされており、当該機関が締結した「タブレット端末レンタル及び通信サービス並びにWeb会議システムの利用に係る長期継続契約」第4条において、各月毎の請求に基づきその都度支払い、支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとされている。</p> <p>当該機関は、上記契約に係る令和6年2月分から5月分の使用料及び利用料28,522円について支払が遅延していた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>今後は、請求書の処理状況を記録した支払管理台帳を作成し、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	住宅政策課
監査結果の公表年月日	令和7年9月16日(群馬県報第10332号)監査公表第14号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第35条において、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行うものとされ、「会計事務の手引」(群馬県会計局作成)第2収入-7調定の手続において、随時の収入は、その原因の発生の都度直ちに調定することとされている。</p> <p>当該機関は、令和6年4月から9月にかけて入金された売電収入355,933円については、同年10月23日に調定を行い、同年10月から令和7年3月にかけて入金された売電収入214,901円については、同年3月31日に調定を行っていた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	発電課
監査結果の公表年月日	令和7年9月16日(群馬県報第10332号)監査公表第14号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>地方自治法第234条において、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされており、また、同条第2項において、前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされている。</p> <p>当該機関は、相保発電所護岸復旧工事(請負金額144,650,000円)を発注し、当該工事箇所の上流にあたる相保ダム放流による河川の増水により作業が困難であったため護岸復旧工事を取りやめたが、競争入札を行わず、原契約を維持したまま地質調査の業務委託(変更請負金額7,601,000円)に変更契約した。</p> <p>(検討事項)</p> <p>当該機関は、上記工事において、標準工期280日間に満たない194日間で工期設定し、繰越明許費の活用等の必要な措置を講じなかった。</p> <p>工期は、工事内容と合わせ競争入札に関わる重要な要件であり、入札参加の判断や入札金額に大きな影響を与えるものであるため、現場条件を反映したより正確な設計に基づく発注や、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の基本理念に基づき、発注者の責務として標準工期等により工期設定が行われるよう要望する。</p>
講じた措置	<p>(指摘事項)</p> <p>今後は、工事契約において新たに委託業務が必要となる場合や、工事契約に含まれる委託業務が大幅に増額となる場合には、別途発注を行うなど関係法令に基づいた適正な手続を行うこととした。</p> <p>(検討事項)</p> <p>今後は、工事を計画する際には、標準工期等を含め施工内容や現場条件を十分検討した上で工期設定を行い、必要に応じて債務負担行為の設定も含めて計画することとした。</p>

監査対象機関	病院局経営戦略課
監査結果の公表年月日	令和7年9月16日(群馬県報第10332号)監査公表第14号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県病院局財務規程第81条第1項において、資金前渡職員は、前渡を受けた資金に係る用件終了後10日以内に、資金前渡精算書及び証拠書類を添えて、支出命令者の確認を受けて企業出納員に提出しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和7年1月9日に資金前渡された香典20,000円について、事務調査日(同年6月12日)現在において、精算を行っていなかった。</p>
講じた措置	<p>当該前渡金について、事務調査終了後速やかに精算を行った。</p> <p>再発防止を図るため、群馬県病院局財務規程にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p>

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和8年2月10日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

購入物品	予定数量	納入場所	
A重油 J I S 1種1号	1, 573, 000 リットル	群馬県立心臓血管センター	前橋市亀泉町甲3番地12
		群馬県立がんセンター	太田市高林西町617番地1
		群馬県立精神医療センター	伊勢崎市国定町二丁目2374
		群馬県立小児医療センター	渋川市北橘町下箱田779

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 契約期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

(5) 入札方法 上記(1)の件名における1リットル当たりの単価(小数第2位まで記載すること。)に対し入札に付する。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程(平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。)第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、群馬県病院局が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県病院局経営戦略課財務係 担当:田中 電話027-226-2713(ダイヤルイン)
 - (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)からのダウンロードによる。
- なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあっては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和8年2月10日(火)から同年3月10日(火)まで。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
 - (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県病院局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年3月17日(火)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和8年3月10日(火)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「A重油一般競争入札の審査資格書類在中」と朱書きすること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年3月25日(水)午前10時 群馬県庁14階141会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月24日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県病院局経営戦略課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「A重油一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、規程第123条の規定に該当する者は、免除する。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 調達内容の変更等 令和8年度群馬県病院事業会計予算が議決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture.

(2) Nature and quantity of the services to be required: Low Sulfur A Fuel Oil (JIS Class 1 No.1): 1,573,000L

(3) Bidding deadline: March 25, 2026 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by March 24, 2026 at 4:00 p.m.)

(4) For further details, please contact: Strategy and Management Division, Gunma Prefectural Bureau of Hospitals, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2713 (Japanese language only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年2月10日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設で使用する電気 年間予定使用電力量 4,954,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部総務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年1月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社タケエイでんき 東京都港区芝公園二丁目4番1号A-10階
- 5 落札金額 117,374,257円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年12月12日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111